

「財政破綻後の日本経済の姿」に関する研究会 議事録

第8回 2012.12.10 (月)

今回の会合では、東京大学の林正義氏から、「夕張」と「生活保護と財政移転制度」の 2 つの報告を受けて討議した。

林氏の報告に先立って、本研究会の今後の運営および研究会合の開催予定・計画について話し合い、以下の点について合意し、結論を公表することとした。今回の如き会合については、次の意味で「開店休業」とする。つまり、メンバーの準備および研究環境の整備を主たる目的として事務局が中心となって調整し開催してきた研究会合の役割は一段落したと判断し、これまでのような会合については「開店休業」とする。今後は必要に応じて開催する。

「財政破綻後の日本経済の姿」に関して進行中の各メンバーの研究との関連で、研究成果の報告あるいは関連する話題の提供の申し出があった際に随時活用できる装置としては存続させ、会合を適宜開催して討議・意見交換を行う。(当然、会合を開催しないということではない。1月初旬現在で、すでにいくつかの話題が予定リストに上がっている。)

「財政破綻後の日本経済の姿」について具体的側面・論点に関する各論的検討は、問題設定・論点整理・情報収集から始まる多くの難題・困難が予想され、容易な作業ではないと当初から考えていた。存続をとりあえず 2012 年 12 末までとし、その後のことはその時点で考えるとして研究会をスタートしたのもこの点を念頭に置いてのことであった。その意味で、「想定内の事態」・予定通りの決定である。

「『財政破綻』の現実化プロセス・実態はどのようなものか?」「『財政破綻』後にいかなる状況に直面することになるか?」「『財政破』後の混乱あるいは『調整』プロセスはどのようなものとなるか?」などが各検討課題の出発点の一環となるだろう。出発点というのは、このような破綻後の政府に直接関わる論点の具体的内容・検討結果が国民・住民の生活・経済活動への影響について具体的に検討する際の前提情報となるという意味である。このような一連の設問について考える際の参考にと2006年に「財政破綻」が顕在化した夕張のケースについて林氏から報告を受けて討議した。関心の中心は、「いかなる事態が現実化し、何が現在も進行中か?」であり、たとえば、中央・地方の各政府の関連施策の当否や有効性ではない。詳しくは林氏の報告用メモを参照されたい。

夕張市は 1954 年度の赤字団体を財政再建するための臨時特別措置法の最後の適用団体であり、297 団体目であった。夕張市財政再生計画は平成 21 年度~平成 41 年度までの 21 年間に及ぶものであり、解消すべき赤字額 322 億円は夕張の標準財政規模 45 億円の 7 倍強であった。増税や使用料・手数料の引き上げによる分は限られ、歳出カットが中心となる。その具体的内容についてはメモを参照していただきたい。

ルールに基づいて実施された政府の施策をはじめとする各方面からの実質的な応援・支援体制の機能・役割が期待できた状況下での夕張の「財政再生」と、同様・類似のものを「財政破綻後の日本経済の姿」についても想定できるかという点も論点の一つだろう。また、「各方面の歳出をここまで大幅にカットせざるを得なかったのか」という感慨とともに、「ここまでカットした再生計画が実施できているのか」と素直に驚き、「財政破綻」前後の日本経済における歳出削減の幅と方向の双方で選択の幅は通常考えられているよりもかなり大きいかもしれないとの印象を持った参加者が多かったようである。

大幅な歳出削減や「財政破綻後の日本経済の姿」について具体的に検討する際に、中央政府と地方政府の協業・分業体制と相互連関の的確・正確な理解が不可欠となる。この点についても、一般論はあまり有用ではなく、網羅的な論点整理は多様・複雑すぎて手に余るだろう。このように考えて、「生活保護と財政移転制度」の解説を林氏にお願いした。報告を受けて討議し、その後何度も報告用メモを読み返しても、依然として、「なるほどそういうものか・・・」と思いつつも、「必要に応じてその都度参照の必要がある」といわざるを得ないようだ。

たとえば、「中央政府の生活保護関連支出を半減する」と決定したとしても、「どの支出項目をどのような組み合わせでどの程度削減する必要があるか?」「結果として、地方政府の負担分も含めた生活保護関連支出はどれほど減少するか?」、さらに、「それによる他の政策関連支出(たとえば、医療費や年金など)への影響はどの程度か?」などの設問への回答を導くのは容易ではない。

「生活保護として現実にどれ程の金額が支給されるのですか?」という質問に対する回答が大きな話題となった。メモの真ん中あたりに具体的な数字が記載されている。東京都23区や大阪市の1級地—1の4人世帯(40歳、35歳、7歳、5歳)で291,830円(月額、無税)である。さらに医療サービスの費用や介護サービスの費用は無料(本人負担なし)である。「これを上回る実質所得がある住民の比率はどれくらいですか?」という質問への回答は、「当然、半分以下でしょう」というものであった。

最後の部分には、「生活保護国庫負担が廃止されると地方の生活保護実施はどうなるのか?」という設問を想定した林氏の検討結果を示していただいた。

「夕張」に関する興味深い報告および生活保護に焦点を合わせた政府間関係に関する「初心者教育」を丁寧に実施し、乱れ飛ぶ多様あるいは散漫な質問等に我慢強く回答していただいた林さんに深謝します。

これにて「開店休業」です。(文責:三輪芳朗)

林正義「生活保護と財政移転制度」

の途中 (sheet 57) に登場する林 (2011a) と Hayashi(2011b)については下記を参照してください。いずれも生活保護に関する基本的な情報です。

 $\frac{\text{http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai prism/backnumber/h22pdf/2010}}{7801.pdf}$

http://www.cirje.e.u-tokyo.ac.jp/research/dp/2011/2011cj236.pdf